

令和4年(2022年)第3回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月25日(金) 午後2時28分から午後2時53分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	7番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	大橋 敏範
	3番	佐藤	寿恵	4番	長井 修
	5番	久保	正人	6番	笹塚 成之
	8番	高橋	洋	9番	茶谷 久登
	10番	芳賀	修一	11番	大道 正幸

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について

第 5 報告第2号 農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について

第 6 議案第1号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について

第 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第 8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 寛樹 農地係長 高田 伸次

## 8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年、第3回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により

議長において、

4番 長井 修 君 5番 久保 正人 君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の佐藤事務局長、高田係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和4年、第2回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件、日程第5、報告第2号「農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について」の件、2件を一括議題といたします。  
事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 報告第1号の朗読・説明】 4ページから9ページ

1番は、今年度利用意向調査を行った土地で令和2年に作付けを行った後は、解約し作付けしないことを農業委員会事務局と所有者と賃貸人で話し合いが行われていたようですが、その後解約手続きが行われておらず今回手続きを行ったものです。

意向調査については、2筆行われておりますが1筆については石礫がかなり多く、相当の基盤整備を行わなければ使えない土地であったため、この土地につ

事務局

いては、意向調査から除外し、もう1筆の土地については、地区担当委員から地区に利用する人がいないか調整を行います。

2番、3番は、一度合意解約し、作付けしていない部分を除いて再度賃貸借を結ぶため、合意解約をするものです。

4番は、経営規模の拡大を計画している借り手に変更するための合意解約です。

本件に係る利用権の設定については、議案第3号でご審議いただきます。

何れも、6ヶ月以内に農地を引き渡しが成立している合意解約で、許可は必要ありません。

位置図は、6ページから9ページに添付しております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読・説明】 10ページから11ページ

平成25年に賃貸借を結んだ、解除条件付き賃貸借について、利用状況報告があり、適正に利用されておりますので、報告します。

位置図は、11ページに添付しております。

以上、報告第2号の説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号及び報告第2号を報告済とします。

日程第6、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第1号の朗読と説明】 12ページから13ページ

昨年10月26日の農地パトロールの際に確認した案件であり、すでに農地に復元できない状態であるため、非農地判定を行うものです。

位置図は、13ページに添付しております。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

議 長

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第2号の朗読・説明】 14ページから25ページ

本案につきましては、農家住宅を建てたいとの申請です。

農地転用の申請面積は、343㎡です。

位置図は、19ページに添付しており、既存の住宅横に新築する計画となっています。

同じく、19ページに周辺の農地図面を添付していますが、15ページの調査書下段にあるとおり、申請農地については、10ha以上の1種農地と判断しております。

農振農用地区域に入っておりますが、3月7日告示を行い除外となっております。

現況の航空写真は22ページ、土地利用計画図は23ページにあり、申請建物の周りは堆雪場、建物の道路側に3台分の駐車場を設置する予定です。

農地343㎡、宅地20㎡の転用計画です。

排水処理については、現在の住宅で使用している浄化槽につなげる計画です。

16ページは一般基準、17ページから18ページには、添付書類の一覧を表示しており、周辺の農地以外の土地には倉庫や現住宅が建築されており、ほかに適当な場所が無く、家の老朽化による新築でもあるため、18ページの調査書下段にあるとおり、転用はやむを得ないと考えます。

以上で議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

議 長

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

次の議案第3号については、〇〇委員に関する案件が含まれていますので、議案第3号審議中、〇〇委員は議事に参加しないでください。

日程第8、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第3号の朗読と説明】 26ページから46ページ

本案については、利用権の新規設定が4件、利用権の再設定が5件、合計9件で、農用地利用集積計画の総面積は、228,894㎡となっております。

1番は、令和2年に新規就農した者で、経営規模拡大を行うため、利用権を新規に設定するもので、期間は5年間、10aあたり4,400円です。

2番は、貸し手の規模縮小並びに借り手の経営規模の拡大のため、利用権を新規に設定するもので、期間は5年間、10aあたり18,000円です。

3番は、経営規模拡大を行うため、利用権を新規に設定するもので、期間は2年間、10aあたり6,000円です。

4番は、経営規模の拡大を行うため、利用権を新規に設定するもので、期間は1年間ですが、毎年を更新を予定しています。

借賃は、米120kgを物納することになっています。

5番は、報告第1号で合意解約した農地について、一部を再設定するものです。

期間は4年間、10aあたり3,800円です。

6番、7番、8番、9番は、利用権の再設定を行うもので、期間や金額等の変更はありません。

なお、調査書は、29ページから37ページに、位置図は、38ページから46ページに添付しております。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか？

佐藤委員 番号4ですが、物納として、米120kgとなっていますが、通常の賃料にする  
と幾らぐらいになるのですか。  
また、玄米で納めるのですか。

〇〇委員 去年まで、私が借りていましたが、1俵15,000円、2俵で30,000  
円となりますが、貸し手が賃料か物納を選択することになります。  
1俵は60kgで、白米で納めました。

佐藤委員 分かりました。

議 長 他に質疑はありませんか。

【なしの声あり】

議 長 他に質疑なしと認めます。  
これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和4年、第3回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。  
どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するため  
ここに署名する。

令和4年3月25日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 4番 長 井 修

署名委員 5番 久 保 正 人